

国立大学法人・大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の  
業務の実績に関する評価について（所見）令和5年3月23日  
国立大学法人評価委員会  
委員長 大橋 徹二

1. 国立大学法人評価委員会は、この度、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の第3期中期目標期間の業務の実績に関する評価を行いました。評価に当たっては、各法人が行う教育研究の特性や運営の自主性・自律性に配慮しつつ、各法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成状況の評価を実施したものであり、このうち教育研究の評価については、専門的な観点からきめ細かく評価を行う必要があることから、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重してとりまとめたものとなります。

令和2年度から令和3年度にかけて実施した4年目終了時評価では、平成28年度から令和元年度までの4年間の業務の実績と令和2年度から令和3年度の業務の達成見込みについて評価を行い、今回の評価では、平成28年度から令和3年度までの6年間の業務の実績について評価を行っております。

なお、本評価制度は、各法人間を相対比較するものではないことに留意する必要があります。

2. 法人化以降、国立大学法人においては、第1期中期目標期間では法人制度の「始動期」として制度の定着を図り、第2期では法人化の長所を生かした改革を本格化させてきました。これらに引き続く第3期中期目標期間においては、これまでの改革の実績やその成果、特に第2期の後半3年間の改革加速期間の取組を踏まえ、各法人の機能別分化に基づく様々な改革に取り組んでいることが今回の評価結果から伺うことができます。

例えば、学長のリーダーシップの下、大学の強みや特色を生かし、高度なデジタル人材を育成する情報系学部の設置や大学間連携による共同学部の設置、一法人複数大学制度や大学等連携推進法人制度を活用した複数の大学の教育研究資源の効果的・効率的な利活用、自治体や企業等からの支援を活用したキャンパス整備、組織対組織の本格的な産学連携等、それぞれの法人が求められる社会的役割を認識しつつ、社会の期待に応えていく取組が数多く見ることができました。

また、大学共同利用機関法人においても、機構長のリーダーシップの下、共同利用・共同研究の質的向上、異分野融合や新分野創生に向けた機能強化を着実に進めることと併せて、その成果等の多様な手段を活用した情報発信に取り組むことでステークホルダーからの理解や支持の獲得に積極的に取り組む姿勢が伺えます。

3. 一方で、情報セキュリティマネジメント上の課題や、研究活動における不正行為等のコンプライアンス上の課題、大学院における学生定員の未充足等により、「中期目標の達成状況が不十分である」と評定した法人もあります。さらに、一部の法

人については、法人のガバナンス体制や内部統制に重大な課題があったことから、「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」と評定しています。

該当する法人において、対策と再発防止に向けて必要な措置を講ずることは勿論ですが、それ以外の法人においても、業務運営上生じ得るリスクを的確に把握し、事前防止と事後対策を講ずること及びそのための環境整備など、自律的な組織として求められる体制が適切に構築されているかどうか今一度確認していただくことを求めたいと思います。

4. 第3期中期目標期間中、新型コロナウイルスが社会のあらゆる分野に影響を及ぼし、国立大学法人等の活動も大きく制約を受ける事態となりました。その中であっても、各法人においては、学生に対する支援や学びの継続に資する取組、新型コロナウイルス感染症の克服に向けた研究開発の推進や地域医療機関等と連携した患者の受入れなど、感染拡大の防止と教育研究活動の両立に向けて主体的に取り組んでおり、社会からの負託に存立基盤を有する国立大学法人等として、その期待に応えるための取組を進めていることに敬意を表します。

今後とも、教育・研究・社会貢献の取組を着実に前進させ、具体的な成果をあげるとともに、その取組の成果を社会に発信し、還元していくことについても、最大限に工夫していただきたいと思います。

5. 国立大学法人を含めた全ての大学は、自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む内部質保証システムの構築が求められています。

国立大学法人評価制度でも、第4期中期目標期間を迎えるに当たり、国立大学法人等の各法人が自律的に情報発信を行うとともに、自らの取組について自己評価を毎年度行うことなど、社会への説明責任が十分に確保されることを前提に、国と国立大学法人等との関係を見直し、毎年度の年度評価が廃止されています。

各法人においては、自己点検・評価を含めた国立大学法人評価の趣旨を十分に踏まえた上で、自らの評価結果を受け止めるだけでなく、評価結果における他法人の事例も参考としながら、中期目標の達成に向けた前向きな挑戦へとつなげることが必要です。

6. 最後に、我が国最大の知的インフラであり、社会の公共財である国立大学法人等は、その使命である人材輩出や研究によって、イノベーションによる産業活性化や、新たな価値の創出を通じた地域活性化等への貢献といった、社会からの期待に応えていくことが必要です。

第4期中期目標期間において、国立大学法人等が、国と法人との間で構築される新たな関係を踏まえて、自律的な経営体として発展を遂げながら、持てる可能性を最大限に活用し自らの機能を拡張することにより、我が国が挑む新たな社会に向けた挑戦を、今後とも積極的に先導していくことが期待されます。